

# 一般社団法人桜蔭会京都支部規則

2022年6月26日制定

(名称)

第1条 この会は、一般社団法人桜蔭会京都支部（以下「本支部」という）と称する。

(事務所)

第2条 本支部の連絡先となる事務所を支部長宅とする。

(支部会員資格)

第3条 支部会員は、一般社団法人桜蔭会の会員であって、原則として本支部内に居住する者とする。

(支部総会)

第4条 支部総会を毎年度開催し、事業報告、役員を選任、決算などの承認を得る。

2 支部総会の議案は総会出席者の過半数により承認される。

(事業年度)

第5条 本支部の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(役員)

第6条 本支部に次の役員を置く。

(1) 支部長 1名

支部長は本支部を統括し、支部を代表して支部の業務を執行する。

(2) 会計担当役員 1名

(3) 庶務担当役員 2名を原則とする

(4) 会計監査 1名

(役員任期)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(支部会費)

第8条 支部会費を年額1000円とする。ただし、卒業後60年で完納とする。

(個人情報保護)

第9条 支部会員の個人情報（支部会員名簿に記載されている項目）については、本部の個人情報保護方針による取り扱いに準じる。

(兼任について)

第 10 条 支部長は代議員を兼任できる。ただし、支部長は本部役員を兼任できない。

(改定)

第 11 条 この規則は支部総会の決議により改定できる。

#### 附則

1. この規則は、2022 年 6 月 26 日の支部総会での決議を経て、即日施行する。
2. この規則の施行に伴い、「桜蔭会京都支部規約」(2004 年 10 月 17 日施行)を廃止する。

#### 付記

この規則は、桜蔭会定款をもとにして理事会が定めた「支部細則」に準拠して、京都支部が定めたものである。上記「支部細則」と、第 9 条に言及された「個人情報保護方針」を参照されたい。